

## 第7回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 令和4年10月11日(火) 10:00~11:00

2. 開催場所 役場本庁2階 庁議室

3. 出席委員 (17名)

早川 忠博 会長	友清 茂利 委員
平山 正和 会長代理	上野 弘 委員
山本 容子 委員	松本 一彦 委員 (欠席)
伊藤 幸市 委員	川波 邦臣 委員
村井 辰男 委員	内堀 誠 委員
高倉 博行 委員	平田 英司 委員
行武 太恵子 委員	平山 忠志 委員
内藤 茂正 委員 (欠席)	有田 和豊 委員
山下 英次 委員	倉掛 誠 委員
井上 治康 委員	

4. 付議事項

議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 経営主変更承認届について

議案第1号 令和4年10月期農用地利用集積計画の審議について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会処分)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)

5. その他

6. 議事録署名人に指名された委員の氏名

平山 正和 会長代理、 山本 容子 委員

7. 事務局出席者

事務局長 堀内 明、 係長 徳永 理恵、 真鍋 翔太

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	ただ今から、令和4年度第7回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。 なお、7番内藤委員と12番松本委員から欠席届が出ておりますが、現在の出席数は定員19名中17名で過半数を超えておりますので総会は成立しております。
事務局	次第2、会長あいさつでございます。会長よろしく申し上げます。
会 長	(会長あいさつ)
事務局	ありがとうございます。 続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしく申し上げます。
会 長	議事録署名人の指名をいたします。1番 平山会長代理と2番 山本委員に申し上げます。
事務局	よろしく申し上げます。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしく申し上げます。
議 長	それでは、付議事項にはいります。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書1ページをお開きください。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。  (報告第1号 番号1～番号5を読みあげる)
事務局	以上ご報告申しあげます。
議 長	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ、委員席番号と氏名を述べて発言をお願いします。 それでは、報告第1号について何か質問はありませんか。  (質問なし)
議 長	ないようですので、報告第1号は承認されたものとして次にまいります。 報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書3ページをお開きください。 報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。  (報告第2号 番号1～番号7を読みあげる)
事務局	以上ご報告申しあげます。
議 長	報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。 補足事項としまして、番号1について、提出理由を旧経営主が高齢のためとしておりましたが、旧経営主は承認届提出の数日後に亡くなってあります。

	<p>それでは、報告第2号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、報告第2号は承認されたものとして次にまいります。</p> <p>議案第1号 令和4年10月期農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書5ページをお開きください。</p> <p>議案第1号 令和4年10月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求めます。本日付、会長名でございます。</p> <p>(議案第1号を読みあげる)</p>
事務局	<p>以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第1号 令和4年10月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので採決に移ります。</p> <p>議案第1号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第1号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書9ページをお開きください。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 3条農業委員会許可分 本日付会長名でございます。理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求めます。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図2ページをご覧ください。</p> <p>次に審査基準につきましては、10ページの調査書の番号1をご覧ください。この件に関しまして、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。</p> <p>以上ご提案申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>

議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第2号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号2を読みあげる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図3ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、10ページの調査書の番号2をご覧ください。この件に関しまして、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。 この件に関して、補足説明をします。7月の総会の際に、競売案件として買受適格証明の許可を出し、その後競売で譲受人が落札されております。競売に入札し落札したときは、再度農業委員会に農地法3条の許可申請をする必要があるため、今回3条申請を出されております。 以上ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号2について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての番号1について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書11ページをお開きください。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付会長名でございます。理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。申請地の近隣に居住している申請人が自宅敷地内の駐車スペースが足りなくなったため駐車場を整備する計画となっております。砂利を敷き、隣地との境界にはコンクリートブロックを1段新設し、土砂の流出を防ぎます。他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は上下水道管が埋設している町道に隣接し、500m以内に医療施設及び教育施設がある農地であることから、農地の区分は第3種農地と判断します。第3種農地の許可方針については、原則許可でありますので、転用は許可することができます。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。 以上、ご提案申しあげます。</p>

議 長	議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての番号 1 について、事務局の説明が終わりました。現況調査を行った結果について、担当委員より追加説明など報告がありましたらお願いします。
1 4 番	特に問題はありません。
議 長	それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。  (質問なし)
議 長	ないようですので、採決に移ります。 議案第 3 号の番号 1 に賛成の方は挙手をお願いします。  (全員賛成)
議 長	議案第 3 号の番号 1 は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第 3 号の番号 2 について、事務局より説明をお願いします。  (番号 2 を読みあげる)
事務局	引き続き補足事項につきまして、説明いたします。今回の申請地につきましては、平成 2 6 年に転用申請を行わずに砂利敷きして整地を行い、すでに駐車場として利用していたということで、始末書付きの転用申請となっております。雨水等は現在も既存の側溝に流しており、今回特段扱うところはないようです。他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、南東側に農地の広がりがあり、概ね 1 0 ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第 1 種農地と判断します。第 1 種農地は原則不許可ですが、既存の集落に接続して整備される駐車場であることから、不許可の例外規定に該当すると考えます。 一般基準につきましては、申請の目的、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。 以上、ご提案申しあげます。
議 長	議案第 3 号の番号 2 について、事務局の説明が終わりました。現況調査を行った結果について、担当委員より追加説明など報告がありましたらお願いします。
8 番	特にありません。
議 長	それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。  (質問なし)
議 長	ないようですので、採決に移ります。 議案第 3 号の番号 2 に賛成の方は挙手をお願いします。  (全員賛成)
議 長	議案第 3 号の番号 2 は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第 3 号の番号 3 について、事務局より説明をお願いします。  (番号 3 を読みあげる)
事務局	引き続き補足事項につきまして、説明いたします。譲受人は現在住んでいるアパートが手狭とな

	<p>ったため、祖父所有の申請地を借り受けて、木造平屋建て、建築面積115.93㎡の自己用住宅を建築し転居する計画です。東側農地との境界にはブロック3段を積み、土砂の流出を防ぎます。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、南側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して建築される自己用住宅であることから、不許可の例外規定に該当すると考えます。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号の番号3について、事務局の説明が終わりました。現地調査を行った結果について、私が担当ですので、報告を致します。</p> <p>申請人の祖父宅と道を挟んだ隣地が今回の申請地で、田の一角を転用する計画です。残地については、畑として自家野菜を栽培するとのこと。</p> <p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号3に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号3は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第3号の番号4について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号4を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。譲受人は、現在住んでいるアパートが手狭となったため、2階建て建築面積61.87㎡の自己用住宅を建築し、転入する計画です。今回の申請については、自己用住宅ということですが、1000㎡を超える面積となっております。</p> <p>本来は、必要最低限ということですので、1000㎡を超える自己用住宅への転用申請はほとんどありませんが、現地確認に行かれた方はわかると思いますが、周囲との高低差が大きく、法面の面積がかなり広いので、実際に利用できる有効面積は600㎡あまりとなっております。分筆して法面部分を残したとしても、現在の所有者がその部分のみ今後も管理していくということが困難だということから、今回は1000㎡を超える申請となっております。雨水等は西側にある側溝に流す計画です。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号の番号4について、事務局の説明が終わりました。現況調査を行った結果について、担当委員より追加説明など報告がありましたらお願いします。</p>
16番	<p>配置図で見る通り歪な形をしており、面積が広がっております。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>

議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号4に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号4は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号の番号5について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号5を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。譲受人は、現在借工場で操業中ですが手狭になり自社工場を建築したいということで、建築面積331.24㎡の縫製工場を建築する計画となっております。雨水排水については南西側にある側溝に流す計画となっており、隣地との境界にはコンクリートブロックを新設し、その上にメッシュフェンスを設置する計画です。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号の番号5について、事務局の説明が終わりました。現況調査を行った結果について、担当委員より追加説明など報告がありましたらお願いします。</p>
11番	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号5に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号5は全員賛成にて可決をいたします。 以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。 続きまして、次第5、次第6、次第7、順に事務局より説明及び進行をしてください。</p>
事務局	<p>次第5 その他</p>
事務局	<p>次第6 今後の日程について</p>
事務局	<p>次第7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願いします。</p>
会長代理	<p>これをもちまして、第7回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">11:00 終了</p>